

次期計画の施策及び取組について

1 次期計画の施策の体系

次期計画については、現行計画の取組を継続して実施していくことが目標である「循環型ごみ処理システムの推進」に繋がることから、現行計画の体系を基本的に維持します。さらに、昨今の自然災害や新型コロナウイルス等の非常事態への取組として、新たに「災害等発生時の体制確保」を追加し、5項目の施策と16の取組（図－1）により、循環型社会形成に寄与していきます。

なお、一部の取組については、現況等にあわせて取組名を変更します。

目標	施策	取組
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した中間処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保 (2) ごみ受入体制の拡充 ⇒ 収集に配慮した受入体制の確保 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(1) 環境保全対策 (2) 環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化防止対策の推進	(1) 熱エネルギーの一層の有効利用 (2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 (3) その他の環境への取組 （緑化、太陽光発電、雨水利用等）
	4 最終処分場の延命化	(1) 焼却灰の資源化 (2) ごみ処理過程での資源回収 (3) 破碎処理残さの埋立処分量削減
	5 災害対策の強化	(1) 災害等発生時の体制確保 (2) 廃棄物処理施設の強靱化 ⇒ 清掃工場の強靱化 (3) 地域防災への貢献

図－1 計画の目標と施策の体系

2 次期計画の取組

現行計画の施策の体系を基本的に維持することから、取組についても現行計画を参考としつつ、国や東京都の施策や社会環境の変化を踏まえ、表－1のとおりとします。

表－1 次期計画の取組

施策	1 効率的で安定した中間処理体制の確保
取組 内容	<p>(1) 安定稼働の確保</p> <p>施設の運営にあたっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行うとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行います。また、故障事例などの分析による的確な予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障の少ない安定した施設の稼働に努めます。さらに製作に時間を要し、調達が困難な部品を計画的に一括購入し、適切に管理していくことで故障時の早期復旧に努めます。</p>
	<p>(2) 収集に配慮した受入体制の確保</p> <p>ごみの収集運搬の効率等に配慮した搬入先の調整に努めます。</p> <p>また、日曜搬入や早朝搬入は、引き続き継続していきます。</p>
	<p>(3) 不適正搬入防止対策</p> <p>施設への不適正搬入を防止するため、継続して搬入物検査を実施します。悪質な不適正搬入者に対しては、関係区と連携して搬入指導を強化し、著しく悪質な場合は、当組合の規定に基づき、処分を実施します。</p> <p>また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めていきます。</p>
	<p>(4) 計画的な施設整備の推進</p> <p>ごみの安定的かつ効率的な全量処理体制が確保できるよう必要な焼却余力を確保したうえで、清掃工場の現況を踏まえた延命化の検討及び検証、地域バランスの平準化、耐用年数等を考慮した計画的な施設整備を確実に推進していきます。</p>

施策	1 効率的で安定した中間処理体制の確保
取組内容	<p>(5) ごみ処理技術の動向の把握</p> <p>メタン発酵によるバイオガス化などの焼却技術や、今後展開する可能性のある処理技術について幅広く調査し、その動向の把握に努めます。</p> <p>また、温室効果ガス排出量の低減に向け、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術等についても幅広く調査し、その動向の把握に努めます。</p>

施策	2 環境負荷の低減
取組内容	<p>(1) 環境保全対策</p> <p>ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。</p> <p>また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。</p> <p>(2) 環境マネジメントシステムの活用</p> <p>環境マネジメントシステム ISO14001 の確立・維持を図ることで、ごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組みます。</p>

施策	3 地球温暖化防止対策の推進
取組内容	<p>(1) 熱エネルギーの一層の有効利用 清掃工場の建替えにあたっては、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。</p>
	<p>(2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。 また、余剰電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。</p>
	<p>(3) その他の環境への取組 清掃工場の建替えにあたっては、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めます。 また、太陽光発電パネル等を設置し、積極的に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるとともに、雨水を道路洗浄のための散水等として有効利用します。</p>

施策	4 最終処分場の延命化
取組内容	<p>(1) 焼却灰の資源化 最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の資源化をさらに進め、最終処分量を計画的に削減していきます。そのため、安定した資源化実施体制を確保しつつ、現在取り組んでいる焼却灰のセメント原料化や民間溶融施設を活用した徐冷スラグ化の取組を進めていきます。 また、新たな焼却灰の資源化技術として、民間施設での焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進めていきます。</p>
	<p>(2) ごみ処理過程での資源回収 不燃ごみの処理過程で発生する鉄・アルミニウムをできる限り回収していきます。 また、今後、新たに整備する不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限り最終処分量の削減に努めます。</p>
	<p>(3) 破碎処理残さの埋立処分量削減 不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別後の可燃性処理残さについては、引き続き清掃工場での焼却処理を行い、最終処分量の削減に取り組めます。</p>

施策	5 災害対策の強化
取組 内容	<p>(1) 災害等発生時の体制確保</p> <p>新型コロナウイルス等の感染拡大や震災発生などの有事において、各種事業継続計画に基づき、施設の操業継続や搬入体制の確保に努めます。</p> <p>また、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントは、新たに整備する不燃・粗大ごみ処理施設整備後に休止とし、災害発生時の処理に備えます。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理体制については、国・東京都の災害廃棄物対策の検討状況や現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対策を図っていきます。</p>
	<p>(2) 清掃工場の強靱化</p> <p>清掃工場の建替えにあたっては、関係法令などに基づいた工場建物の耐震性を確保するとともに、地盤改良や浸水対策等について立地条件を踏まえた計画とします。また、大地震発生後の迅速な再稼働ができるよう、施設の強靱化に取り組みます。</p>
	<p>(3) 地域防災への貢献</p> <p>区民の安心・安全の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、工場所在区をはじめ、23区とともに検討を進めます。</p> <p>東京都と協定を結んでいる救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。</p> <p>また、災害時に区等が所有するEV車への電力供給についても検討していきます。</p>